感染症の予防及びまん延防止のための指針

外ヶ浜町地域包括支援センター

基本指針

　　この指針は、外ヶ浜町地域包括支援センターが運営する事業所において感染症の予防及びまん延しないよう防止する体制を整備する。

１　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための基本的考え方、当事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

２　感染症予防及びまん延防止のための体制

（１）事業所内での感染症の発生を未然に防止し発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会を設置する。

（２）委員会の委員長及び感染症対策担当者は福祉課長が務める。

（３）委員は地域包括支援センター職員で構成する。

（４）委員会は６か月に１回以上、委員長の招集により開催する。

（５）感染症対策委員会での検討内容

　　①事業所内の感染症対策に関すること。

　　②指針の整備・更新に関すること。

　　③利用者及び職員の健康状態の把握に関すること。

　　④感染症の予防対策及び発生時の対応に関すること。

　　⑤職員への研修・訓練の企画及び実施に関すること。

　　⑥感染症対策実施状況の把握及び評価に関すること。

（６）委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの遂行を目的とした研修を行う。

①新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。

②全職員を対象に、定期的研修を年 1 回以上行う。

（７）委員会は職員に対して、指針や研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や演習等の訓練（シミュレーション）を年１回以上行う。

３　平常時の対策

　　利用者や職員の健康と安全を守るため、標準的な感染予防対策（検温、手洗い、手指消毒等）や健康管理、事業所内の衛生管理に努める。また職員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子、食欲などについて日常から注意して観察し、異常症状を発見したら、早期に家族や主治医に知らせる。

４　感染症発生時の対応

　　感染症が発生した場合には、発生状況を把握し関係機関と連携しながら感染拡大の防止に努める。また速やかに町へ報告する。

①職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、かかりつけ医への相談や医療機関の受診を勧める。

②受診の結果、感染症等と判断された場合は、サービス提供した職員の健康状態を把握する。

③事業所がサービス提供している他の利用者の健康状態も把握する。

５　その他

（１）一定の場合を除く、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

（２）指針及び感染症等対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

（３）本指針は常時閲覧可能とし、執務室に備え着けるほか外ヶ浜町ホームページにも掲載する。

附則

　　本指針は令和６年　６月　１日より施行する。